

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>火薬類取締法第25条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）、同第57条第2項（権限の委任）</p> <p>火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）、同第18条（権限の委任）</p> <p>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手續）</p> <p>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する申請書等の部数を定める規則</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>当該火薬類の爆発又は燃焼が、</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>(2) 他の法令で禁止されているとき</p> <p>等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>5日（行政庁の休日は含まない。）</p>
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、火薬類の消費地（同一の公安委員会が管轄する区域に2以上の消費地があるときは主たる消費地、消費地を管轄する警察署がないときは住所地）を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口にて提出してください。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110）</p> <p>火薬類の消費地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係</p> <p style="padding-left: 40px;">（管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110））</p> <p style="padding-left: 40px;">（管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110））</p> <p style="padding-left: 40px;">（管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110））</p> <p style="padding-left: 40px;">（管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：